

# 年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会  
令和3年8月26日答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
厚生年金保険関係	1件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2000402 号  
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2100047 号

## 第 1 結論

- 1 請求者の A 社における平成 12 年 12 月及び平成 13 年 3 月から平成 14 年 6 月までの標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 12 年 12 月及び平成 13 年 3 月から平成 14 年 6 月まで (次の表の第一欄に掲げる期間) の標準報酬月額については、第二欄に掲げる金額から第三欄に掲げる金額とする。

平成 12 年 12 月及び平成 13 年 3 月から平成 14 年 6 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 12 年 12 月及び平成 13 年 3 月から平成 14 年 6 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料 (訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者の A 社における平成 14 年 5 月及び同年 6 月の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 14 年 5 月及び同年 6 月の標準報酬月額については、次の表の第三欄に掲げる金額から第四欄に掲げる金額とする。

平成 14 年 5 月及び同年 6 月の第四欄に掲げる訂正後の標準報酬月額 (第三欄に掲げる訂正前の標準報酬月額を除く。) については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
平成 12 年 12 月	26 万円	44 万円	—
平成 13 年 3 月	26 万円	53 万円	—
平成 13 年 4 月から同年 8 月まで	26 万円	38 万円	—
平成 13 年 9 月	30 万円	41 万円	—
平成 13 年 10 月から平成 14 年 4 月まで	30 万円	38 万円	—
平成 14 年 5 月及び同年 6 月	30 万円	36 万円	38 万円

- 3 その他の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 36 年生  
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 11 年 7 月 5 日から平成 14 年 7 月 18 日まで

給与から控除されていた厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額と、年金記録の標準報酬月額が相違しているため、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

### 第3 判断の理由

1 請求期間のうち、平成12年12月及び平成13年3月から平成14年6月までの期間（次の表の第一欄に掲げる期間）については、請求者が提出した給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額は、次の表の第二欄に掲げるオンライン記録により確認できる標準報酬月額を上回っていることが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成12年12月及び平成13年3月から平成14年6月までの標準報酬月額については、前述の給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、第二欄に掲げる金額から第三欄に掲げる金額とすることが必要である。

平成12年12月及び平成13年3月から平成14年6月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
平成12年12月	26万円	44万円	—
平成13年3月	26万円	53万円	—
平成13年4月から同年8月まで	26万円	38万円	—
平成13年9月	30万円	41万円	—
平成13年10月から平成14年4月まで	30万円	38万円	—
平成14年5月及び同年6月	30万円	36万円	38万円

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成12年12月及び平成13年3月から平成14年6月までの期間について、請求者の請求どおりの標準報酬月額に係る届出を行っておらず、厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間のうち、平成14年5月及び同年6月については、請求者が提出した給与明細書により確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額及び上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を上回っていることから、当該期間の標準報酬月額について、上記1の表の第三欄に掲げる金額から第四欄に掲げる金額とすることが必要である。

なお、前述の給与明細書によると、請求者は、第四欄に掲げる訂正後の標準報酬月額（第三欄に掲げる訂正前の標準報酬月額を除く。）に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたとは認められず、厚生年金特例法第1条第1項には該当しないことから、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額（第三欄に掲げる訂正前の標準報酬月額を除く。）として記録することが必要である。

3 請求期間のうち、平成11年7月から平成12年11月までの期間については、B銀行が提出

した請求者の請求期間に係る預金取引明細により、各月の給与の振込金額は確認できるものの、記載された振込金額からは各月の給与支給総額及び厚生年金保険料控除額について確認又は推認することができない。

また、A社は、請求者に係る貸金台帳、源泉徴収簿等の資料を保管しておらず、請求者自身も平成11年7月から平成12年11月までの期間に係る給与明細書等を所持していない。

このほか、請求者の平成11年7月から平成12年11月までの期間に係る厚生年金保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

また、厚生年金特例法に基づき記録の訂正が行われるのは、厚生年金保険料控除額又は報酬月額それぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額がオンライン記録の標準報酬月額を上回っている場合であるところ、請求者が提出した給与明細書によると、請求期間のうち、平成13年1月については、厚生年金保険料の控除がなく、同年2月については、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を上回っていないことが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が平成11年7月から平成12年11月までの期間並びに平成13年1月及び同年2月において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2000229 号  
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2100046 号

## 第 1 結論

請求期間について、請求者が A 社における厚生年金保険被保険者であったとして記録を訂正することを認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 55 年 4 月 29 日から昭和 57 年 10 月 4 日まで

B 市に所在していた A 社に職業安定所を通じて入社し、自動車整備士として勤務していたが、請求期間に係る厚生年金保険被保険者記録がない。

調査の上、請求期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第 3 判断の理由

A 社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の者は、請求者が同社に勤務していたことを記憶している旨回答していることから、勤務期間の特定はできないものの、請求者が同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、請求者の A 社に係る雇用保険被保険者記録はないほか、同社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、商業登記簿謄本により確認できる同社が厚生年金保険の適用事業所であったときに代表取締役であった者及び取締役であった者からは回答を得ることができず、また、同社が解散したときに代表取締役であった者は、当時の資料は廃棄した旨回答していることから、請求者の請求期間における勤務実態、厚生年金保険の加入の有無及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、請求者の厚生年金保険被保険者記録はなく、健康保険の整理番号に欠番もない。

このほか、請求者の主張について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。